

堺市監査委員公表第 39 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条の規定に基づき定期監査及び行政監査を執行したので、その結果に関する報告を次のとおり公表する。

令和 3 年 12 月 22 日

堺市監査委員	三	宅	達	也
同	田	渕	和	夫
同	藤	坂	正	則
同	播	磨	政	明

監査結果報告

第1 監査の種類

定期監査及び行政監査

第2 監査の対象

消防局

(総務部、警防部、救急部、予防部、堺・中・東・西・南・北・美原・高石・大阪狭山消防署)

第3 監査の対象期間

令和3年度(令和3年4月1日～令和3年7月31日)

ただし、必要に応じて令和2年度以前を含む。

第4 監査の実施期間

令和3年8月2日～令和3年12月22日

第5 監査の項目及び結果

所管事務が、法令等の定めるところに従い適正に執行されているか、また、公正で合理的かつ効率的な事務運営が行われているかを主眼として、関係書類を抽出調査するとともに、関係職員から説明を聴取し、監査を実施した。

なお、事前調査の一部を監査法人に委託した。

監査の項目及び結果は、以下のとおりである。

1 予防部 危険物保安課

(1) 消防手数料(危険物手数料、高圧ガス検査等手数料)について

堺市消防手数料条例に基づき、危険物手数料及び高圧ガス検査等手数料を収入している。

この事務について関係書類を調査した結果、特に指摘すべき事項はなかった。

2 堺・中・東・西・南・北・美原・高石・大阪狭山消防署 予防課

(1) 消防手数料(危険物手数料)について

堺市消防手数料条例に基づき、危険物手数料を収入している。

この事務について、以下のとおり指摘すべき事項があったので、適切な処理をする必要がある。

ア 消防法の規定による通報

消防法で指定された数量（以下「指定数量」という。）以上の危険物を貯蔵又は取り扱う施設として設置の許可をしたもののうち、指定数量の倍数が一定数以上の許可については、大阪府公安委員会に通報しなければならないとされている。

しかし、令和3年4月1日から7月31日までの許可に関して消防局全体で9件の通報が必要であったが、そのうち堺消防署の許可1件が大阪府公安委員会に通報されていなかった。

（堺消防署 予防課）

3 大阪狭山消防署

(1) 消防事務委託に伴う財産の取扱いについて

地方自治法に基づく大阪狭山市からの消防事務委託に伴い、同市から財産の譲渡を受けている。

この財産の管理に係る事務について、以下のとおり指摘すべき事項があったので、適切な処理をする必要がある。

ア 備品の管理

大阪狭山消防署で管理している備品について、備品登録を行っていなかったものや、備品登録において所在名称を誤っていたものがあった。また、同署内に市の所有物ではない発電機1台が保管されていた。

4 局共通項目

(1) 公有財産（土地・建物）の管理について

公有財産（土地・建物）の管理に係る事務について関係書類を調査した結果、特に指摘すべき事項はなかった。

(2) 役務費（手数料）について

役務費（手数料）に係る事務について、以下のとおり指摘すべき事項があったので、適切な処理をする必要がある。

ア 再検査業務の履行確認

高圧ガス容器再検査業務について、契約書で受注者は業務完了時に業務完了届を提出することとされている。

しかし、業務完了時に業務完了届の提出を受けていなかった。

（警防部 警防課）

(3) 委託料について

委託料に係る事務について、以下のとおり指摘すべき事項等があったので、適切な処理をする必要がある。

ア 受注者からの報告書類の確認

美原消防署庁舎清掃業務について、日常清掃業務報告書を確認したところ、受注者から提出を受けていた業務担当者名簿に記載されていない者が作業に従事している日があった。

(美原消防署)

イ 収入印紙の貼付

消防局文書等集配業務について、金額が不足した収入印紙が貼付されている契約書を受け取っていた。

ウ 委託業務の履行確認

消防局ほか冷暖房設備保守点検業務について、仕様書では受注者は点検完了時に作業報告書と別に機器の型式等詳細な情報を記入した点検結果報告書を提出することとされている。

しかし、点検完了時に当該点検結果報告書の提出を受けていなかった。

エ 委託業務に関する決裁

消防局庁舎設備運転監視等業務について、堺市消防事務決裁規則に基づき、部長が業務の委託に関する決裁及び予定価格の決定を行うべきところ、課長が決裁及び決定を行っていた。

[予定価格の決定について (意見)]

消防局庁舎設備運転監視等業務について、3年間の長期継続契約として平成25年度、28年度及び令和元年度に一般競争入札により契約している。当該業務の契約について、過去3回(平成25年度、28年度及び令和元年度)の予定価格等を調査したところ、業務内容に大きな変更がなかったにもかかわらず、令和元年度の契約の予定価格は、平成25年度及び28年度の予定価格と比較して約3~3.5倍となっており、過去3回の契約額と比べても大きく乖離していた。

堺市契約規則では、予定価格は、取引の実例価格、需給の状況、履行の難易、数量の多少、履行期間の長短等を考慮して定めるものとしてされているが、令和元年度の契約の予定価格は取引の実例価格を考慮して決定されたものとは言い難い。

委託業務の入札にあたっては、取引の実例価格等を考慮するとともに、

業務の仕様に基づき積算し、予定価格の決定を適切に行われたい。

(以上 総務部 総務課)

(4) 現金等の管理について

現金等の管理に係る事務について、以下のとおり指摘すべき事項があったので、適切な処理をする必要がある。

ア 公金外現金の取扱い

大阪狭山防災協会の事務で扱っている公金外現金について、所属長の決裁を受けずに支出を行っているものがあつた。また、当該支出について、現金出納簿（兼収支整理簿）にも記載していなかつた。

(大阪狭山消防署)